

2022年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

1. 対象期間

2022年4月1日～2023年3月31日

2. 法定基準の遵守状況

		ASR ※1	エアバッグ類
再資源化率 ※2	基準	30%以上(2005年度～2009年度) 50%以上(2010年度～2014年度) 70%以上(2015年度～)	85%以上
	実績	96.9%	95.4%

3. 再資源化等の状況

		ASR	エアバッグ類		フロン類 ※3	
引取台数	指定引取場所での引取台数 ※4	122,823 台	取外回収台数	24,853 台	CFC 引取台数	468 台
	委託全部利用投入解体自動車台数 ※5	5,214 台	車上作動台数	86,440 台	HFC 引取台数	107,378 台
	合計	128,037 台	一部取外回収／一部車上作動台数	1,441 台		
合計	128,037 台	合計	112,734 台	合計	107,846 台	
引取量	ASR 引取重量①	20,486.5 t	取外回収個数	96,376 個	CFC 引取重量	55.7kg
	委託全部利用引渡ASR 相当重量②	857.0 t	車上作動個数	335,881 個	HFC 引取重量	22,387.6kg
	合計	21,343.5 t	合計	432,257 個	合計	22,443.3kg
再資源化重量	再資源化施設 ※6 ASR 投入重量③	20,486.5 t	再資源化施設引取重量⑦	60,268.0 kg	_____	
	再資源化施設 ASR 排出残さ重量④	652.8 t				
	委託全部利用投入 ASR 相当重量⑤	857.0 t	再資源化重量⑧	57,489.5 kg		
	委託全部利用 排出残さ重量⑥	18.9 t				
	合計 (③-④) + (⑤-⑥)	20,671.8 t				

4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	項目	合計	内訳		
			内 ASR	内 エアバッグ類	内 フロン類
収入	払渡しを受けた預託金の額 (1)	1,395,686,671 円	856,308,412 円	283,004,961 円	256,373,298 円
	内 預託金利分	182,231,001 円	—		
支出	再資源化等に要した費用 (2)	1,301,009,102 円	798,392,959 円	292,140,663 円	210,475,480 円
	内 社内費用 (人件費)	17,966,484 円	—		
	内 社内費用 (システム費)	9,243,394 円	—		
	リサイクル収支 (税引前) (3) 【(3) = (1) - (2)】	94,677,569 円	—		

(参考1) リサイクル収支から拠出の費用

公益財団法人自動車リサイクル 高度化財団への拠出 (注1) (4)	30,000,000 円	—
拠出後の収支 (5) 【(5) = (3) - (4)】	64,677,569 円	—

(注1) 公益財団法人自動車リサイクル高度化財団の詳細はホームページをご覧ください (<https://j-far.or.jp/>)

(参考2) 再資源化等の運営に要したメーカー負担金とメーカーとしてのリサイクル全体収支

自動車リサイクル促進センターの 運営関連費用	61,328,554 円	—
ASR リサイクル関連費用	24,778,829 円	—
合計 (6)	86,107,383 円	—
メーカーとしてのリサイクル全体収支 (△は赤字) (7) 【(7) = (5) - (6)】	△21,429,814 円	—

[注記]

※1. ASR (=Automobile Shredder Residue) とは、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る破碎残さ。

※2. 再資源化率

$$\text{ASR 再資源化率} = \frac{\left(\frac{\text{再資源化施設 ASR 投入重量③}}{\text{再資源化施設 ASR 排出残さ重量④}} \right) + \left(\frac{\text{委託全部利用 投入 ASR 相当重量⑤}}{\text{委託全部利用 排出残さ重量⑥}} \right)}{\left(\text{ASR 引取重量①} \right) + \left(\text{委託全部利用引渡 ASR 相当重量②} \right)}$$

$$\text{エアバッグ類再資源化率} = \frac{\left(\text{エアバッグ類再資源化重量⑧} \right)}{\left(\text{エアバッグ類再資源化施設引取重量⑦} \right)}$$

- ※3. CFC（＝特定フロン CFC12）・HFC（＝代替フロン HFC134a）はともにカーエアコン用冷媒。SUBARU は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。
- ※4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。
- ※5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先（解体事業者、プレス・せん断処理業者）が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。
- ※6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。